
第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 日)

令和 6 年 3 月 21 日 (木曜日)

議 事 日 程

令和 6 年 3 月 21 日 午前 10 時 00 分開議

1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 4号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 5号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 6号 大山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 7号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 8号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9号 町道路線の認定について
- 日程第 7 議案第10号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 8 議案第11号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 9 議案第12号 大山町二本松・大中尾辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 10 議案第13号 大山町上大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 11 議案第14号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 12 議案第15号 大山町香取辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 13 議案第16号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 14 議案第20号 令和 6 年度大山町一般会計予算
- 日程第 15 議案第21号 令和 6 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 16 議案第22号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 17 議案第23号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第24号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 19 議案第25号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 議案第26号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第27号 令和 6 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第28号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第29号 令和 6 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第30号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計予算

- 日程第 25 議案第31号 令和6年度大山町下水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第32号 令和6年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 27 議案第45号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 28 議案第46号 大山町予約型交通システムに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第47号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 30 議案第48号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 31 議案第49号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 32 議案第50号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 33 陳情第 1号 稲作農家に対する各種支援を求める陳情書
- 日程第 34 陳情第 2号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書
- 日程第 35 陳情第 3号 イスラエル政府の国際条約違反をやめさせるための陳情
- 日程第 36 陳情第 4号 町内福祉関連事業者に対する公的助成に関する陳情書
- 日程第 37 発議案第 1号 大山町議会ハラスメント防止条例の制定について
- 日程第 38 発議案第 2号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出について
- 日程第 39 決議案第 1号 令和6年度大山町一般会計予算にかかる附帯決議について
- 日程第 40 第5次議会改革調査特別委員会最終報告について
- 日程第 41 西本憲人議員に対する懲罰動議について
- 日程第 42 懲罰特別委員会の設置及び付託について
- 日程第 43 懲罰特別委員長・副委員長の互選結果について
- 日程第 44 西本憲人議員に対する懲罰の件について
- 日程第 45 議員派遣について
- 日程第 46 閉会中の継続調査について（総務経済常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 47 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 48 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 49 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（出席議員（15名）

1番 小谷英介 2番 西本憲人
3番 豊哲也 4番 島田一恵

6番 池田幸恵 7番 門脇輝明
8番 大原広巳 9番 大杖正彦
10番 大森正治 11番 杉谷洋一
12番 近藤大介 13番 吉原美智恵
14番 岡田 聰 15番 野口俊明
16番 米本隆記

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……………野間 光 書記 ……………三谷輝義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹口大紀 教育長 ……………鷺見寛幸
副町長 ……………吉尾啓介 教育次長 ……………赤路卓也
総務課長 ……………金田茂之 企画課長 ……………深田智子
財務課長 ……………井上 龍 建設課 ……………小倉祥司
農林水産課長 ……………桑本英治 農業委員会事務局 ……諸遊剛史

午前10時開会

○議長(米本 隆記君) みなさん、おはようございます。

3月定例会もいよいよ最終日となりました。ただいまの出席議員は15名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議案第4号から議案第16号までと、議案第20号から議案第32号までは、本日は討論・採決を行いません。

また、議案第45号から議案第50号までは追加議案ですので、提案理由の説明から採決まで行います。

日程第1 議案第4号

○議長(米本 隆記君) 日程第1、議案第4号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号

○議長（米本 隆記君） 日程第2、議案第5号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号

○議長（米本 隆記君） 日程第3、議案第6号 大山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号

○議長（米本 隆記君） 日程第4、議案第7号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号

○議長（米本 隆記君） 日程第5、議案第8号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

[「賛成討論」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 賛成討論。まず、反対者の発言を許しますけどありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） では、賛成者。はい、どうぞ。

○議員（10番 大森 正治君） 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

本条例改正案は、第9期の介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から8年度までの介護保険料の基準額を減額するものであります。

介護保険料の基準額を第8期から年額6,700円、率にしまして8%減額するというものです。

介護保険料は増え続けるものと思っていただけに、私自身そう思っておりました、ずっと。今回は、この減額ということで、恐らく初めてのことでないかというふうに思います。

この減額する財源ですけども、介護保険給付費準備基金のほうから、年間5,000万円、3年間で1億5,000万円取り崩すということによって賄われるということです。ただ、この基金の積立てですけども、俗な言い方をしますと、保険料を今まで取り過ぎていたからだ。だから、それを減額するという形で還元するのは、むしろ当然といえば当然かなというふうにも思います。

とはいえ、この保険料が減額されるというのは歓迎すべきことだと思っております。

ただしかし、所得段階が9段階までの多数の被保険者は減額になるわけですけども、

新たに所得段階が増えました 10 段階から 13 段階までの 96 人の被保険者は、逆に増額になります。そして負担が増えるということになります。

3 年後、改定の時期にまたなると思いますが、基金にはかなり余裕があるということが予想されますので、第 10 期の見直しの際には、全ての被保険者に恩恵が行きわたるというようにすべきだというふうに考えます。

その点を最後に要望しまして、賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、反対者の討論を許します。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 私は反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の改正の対応は、ただいま大森委員が言われたとおりですけれども、第 9 期において、保険料を引き下げることですが、その後の第 10 期以降においては大幅な保険料の引上げが見込まれております。これは町の資料で読まれたとおりでございます。

それがあるのに、何でこの給付費に限って減額しなきゃいけないのかということにはなかなか納得が得られないのではないかと思います。私も、保険料の急激な変化をもたらすようなこういった減額には賛成できません。以上、反対討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に賛成者の討論を許します。ありませんか。

次に反対者の討論を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） その他、討論ありますか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 9 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 9 号 町道路線の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 10 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、議案第 10 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 11 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 8、議案第 11 号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 12 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 12 号 大山町二本松・大中尾辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 13 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 13 号 大山町上大山辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 14 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 14 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 15 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、議案第 15 号 大山町香取辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 16 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、議案第 16 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 20 号 ～ 日程第 26 議案第 32 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 20 号 令和 6 年度大山町一般会計予算から日程第 26、議案第 32 号 令和 6 年度大山町水道事業会計予算まで計 13 議案を一括議題とします。

令和 6 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。

委員長 門脇輝明議員。

○令和 6 年度予算審査特別委員長（門脇 輝明君） 令和 6 年度大山町予算審査特別委員会報告を行います。

令和 6 年 3 月 1 日令和 6 年第 2 回大山町議会定例会において設置された議員全員による令和 6 年度予算審査特別委員会に付託された、令和 6 年度一般会計及び各特別会計議案について審査したので、会議規則第 77 条の規程により、下記の通り報告いたします。

事件名、議案第 20 号 令和 6 年度大山町一般会計予算

議案第 21 号 令和 6 年度大山町土地取得特別会計予算

議案第 22 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計予算

議案第 23 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計予算

議案第 24 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第 25 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第 26 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 6 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 6 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計予算
- 議案第 32 号 令和 6 年度大山町水道事業会計予算

審査の経過および審査の結果、付託を受けた 13 議案について、分科会方式で令和 6 年 3 月 4 日から 12 日までの 7 日間、審査を行うとともに、3 月 18 日に委員全員で審査を行いました。

審査の結果、付託された 13 議案すべてを可とすべきものと決しました。

以下、審査の概要を報告いたします。

令和 6 年度大山町一般会計予算について、一般会計予算は、総額 114 億 6,000 万円で、令和 5 年度当初予算と比較すると 2 億 4,000 万円の増(2.1%増)となっています。

以下、予算審査のなかで主に議論となった事業を挙げてまいります。

総合戦略課関係、令和 6 年度から始まる総合計画の見直しでは、住民参加のプロセスを省略する方針に対して、議員の中から疑問を持つ声があり、基本理念「楽しさ自給率の高い町へ」の更なる推進と住民との対話の重要性が議論された。

地域活性化起業人制度の活用についても、その効果の可視化が課題として挙げられた。外部人材育成支援については、目標として掲げられている起業件数に結び付く事業設計が求められた。

企画課、デマンドバス事業において、新年度から開始予定の 100 円運行の実証実験について、運賃を低価格に設定することで利用者が急増し、交通弱者が利用できなくなる恐れがあるという問題が指摘された。そのため、実験の結果を踏まえて、運賃の見直しが必要であるとの意見が議論された。

また、ドライバー不足などを理由とした委託料の急激な増加を受け、持続可能な運営を実現するために、町外事業者も含めた幅広い調査を行い、運営方法を検討する必要があるとの議論がなされた。

観光課、観光分野では、ドリームカーフェスタ、アウトドアイベントやサイクルツーリズムの推進など、観光事業全般にわたる目的と目標の不明確さが指摘され、事業計画の明確化と成果測定の方法についての見直しが求められた。

農林水産課、農林水産業では、森林環境譲与税の運用の改善や、ジビエレザー事業の目的の再検討、海岸施設保全事業に対する対応などが議論のテーマとなった。特に、ジビエレザー事業については、その目的と効果をどのように地域に還元するかについて詳細な検討が求められた。

住民課、新規事業アダプトプログラムには、地域美化と環境保全を目指した住民参加の促進に向けた事業案が示された。具体的な支援策や住民の動機づけについての説明を受けた。

福祉介護課、福祉介護分野では、重層的支援体制が議論された。この体制は、介護、障害、子ども、生活困窮者への各分野の相談支援を幅広く受け止め、課題解決に向けた関係機関への連携を行うものである。事業名が専門的過ぎるため、より住民にわかりやすく親しみやすい名称への変更などが議論された。

社会教育課およびこども課、公民館のリニューアルプロジェクトや放課後児童クラブの運営改善提案は、地域コミュニティーの活性化や子どもたちの教育環境の向上に貢献するとして、具体的な取り組み方や改善策について詳細な意見交換が行われた。

放課後児童クラブでは、子どもたちが安全にかつ充実した時間を過ごせるよう、施設の設備や運営体制の見直しが提案された。

このように、一般会計予算の審査を通じて、住民生活の質の向上、町の持続可能な発展、教育や福祉の充実を目指す様々な分野での具体的な改善策や新しい取り組みの必要性が強調された。それぞれの課題に対して、住民との更なる協働や対話の場の設定が重要視された。

特別会計については、以下の通りである。

令和6年度大山町土地取得特別会計、令和6年度大山町開拓専用水道特別会計については、特に記すべきことはありませんでした。

令和6年度大山町国民健康保険特別会計予算については、総額は、19億6,428万円で前年度比1億9,755万円の減となっております。近年、単年度収支において赤字が続いていたが、令和6年度は県への納付金が約7,221万円減少したことから、収支が大幅に改善された。国保事業給付金が減少した理由は、県全体の被保険者数の減少により予想される医療費総額が下がったこと、さらに大山町における医療費指数、被保険者数、所得の減少が給付金の減算率の増加に繋がったためである。

令和6年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算については、総額は、3億3,529万円で、前年度比457万円の減となっている。新規事業として企業版ふるさと納税を活用し、「診療所医師の負担軽減」を目的に寄付金を一般会計から診療所特別会計へ繰り出す計画の説明を受けた。この資金は、診療所職員の研修や他市の国保診療所への視察研修に充てられ、医師の働き方の多様性や応援体制の確保に関する情報収集が期待される。

名和診療所では、町長と意見交換会を実施し、利用者意識調査を行う予定であることを確認した。大山診療所は令和4年度に約800万円の赤字を記録したが、収益追求よりも運営の質を重視する意見が出された。令和5年度の診療報酬収入見込みが令和4年度実績を下回るにも関わらず、令和6年度の収入見込みが高く設定されている点について、

歳入見込みが過度に見込まれている可能性が指摘された。

令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計、令和 6 年度大山町介護保険特別会計、令和 6 年度大山町風力発電事業特別会計、令和 6 年度大山町温泉事業特別会計、令和 6 年度大山町宅地造成事業特別会計、令和 6 年度大山町索道事業特別会計、令和 6 年度大山町下水道事業会計、そして令和 6 年度大山町水道事業会計、これらの予算については、特に記載すべきことはありませんでした。

付帯意見が出ましたので、報告いたします。

付帯意見 1、財政調整基金から 3 億 9,000 万円もの取り崩しを織り込んだ予算案が提出されている。財政調整基金は、自治体の財政が予期せぬ事態に直面した際、たとえば収入が見込みより少なくなった場合や、急に大きな支出が必要になった場合に備えて確保されている基金である。本来、緊急時に限って使用されるべきであるにもかかわらず、当初予算において大幅な取り崩しが計上されている。自治体財政に余裕がないことを示しており、今後提出される補正予算、特に大型予算案に対して、厳格な審査が求められる。

2. 特に観光分野などにおいて、目的や目標の明確化が不足しており、成果が十分に上がっていない状況が多く見られる。事業の目指すべき成果を明確に定義し、実行にあたる職員が正確に認識していることが必要である。また、町民に対しても、事業内容を理解し、共有する機会を設けることが求められる。

3. 少子化や若者の非結婚化は、経済的な問題だけでなく、結婚生活に対するネガティブなイメージが原因の一つとして挙げられている。この根本的な解決を目指すために、男女共同参画や女性リーダーの育成を求める意見が議会において多数あるが、新年度予算ではこれらの取り組みに対する計上が乏しい。予算の投入だけが解決策とは言えないが、人口減少に直面する本町として、短期的施策だけではなく、根本的な解決策にも予算を割り当て、問題解決に取り組むことが必要である。

以上、報告といたします。

○議長（米本 隆記君） これで 令和 6 年度予算審査特別委員長の報告を終わります。

これから 1 議案ごとに討論・採決を行います。

日程第 14 議案第 20 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 20 号 令和 6 年度大山町一般会計予算を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 大森議員。これは委員長は、認定ですので、反対ですか。反対討論ですね。はい、どうぞ。

○議員（10 番 大森 正治君） 令和 6 年度大山町一般会計予算に反対の立場で討論を

いたします。

当初予算には、少子化対策に向けた子育て支援策としての新入学応援ギフト事業、教材等の購入費助成金事業、学校給食費補助金事業、高校通学定期券等購入費補助金事業、などなど、国に先駆けて積極的に子育て支援を推進するものとして、高く評価しこれは賛成するものです。また、そのほかの施策についても、おおむね住民福祉の向上のための予算として評価はします。

しかし、まず同和関連予算には反対せざるを得ません。30年以上に及ぶ国を挙げての同和対策事業は、22年前に終了しました。その成果として、同和地区内と同和地区外の様々な格差は解消し、また人権問題全般の取組によって、同和問題を含む私たちの人権意識は高まってきました。そのため、同和問題は今や社会問題として、基本的には解決した状況にあると言えます。しかし本町では、部落差別が残存しているとして、同和地区に限った事業を旧態依然として続けております。

大山町が、2020年度に実施した人権同和教育に関わる意識実態調査の結果からは、部落差別が残存しているという、明確な根拠にはならないというふうに私は考えています。同和地区に限った事業として、地区活動費補助金事業、進学奨励交付金事業、生活相談員による相談事業、小中学校での地区進出学習会補助金事業などがあります。これらの事業は、今となっては、果たして効果のある事業なのか、地域や児童生徒の実態に即した事業などか、疑問に思わざるを得ません。

特に、進学奨励交付金事業は、10人ほどの同和地区出身の学生に限定せずに、対象を町内の低所得世帯の学生全体に広げた給付制の奨学金制度に改めて創設したほうが、公正公平な施策になり、広く町民にも歓迎されるものと考えます。

今や同和地区に限定した施策をするのではなく、一般施策として公平に政策を展開したほうが、よほど部落差別の完全解消につながるのではないのでしょうか。

以上、合理性に欠けると考えられる同和施策を有する一般会計予算を認めることはできません。以上、反対討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（小谷 英介君） 議長、1番。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（小谷 英介君） はい。予算案に対しての反対の立場で討論をさせていただきます。

実際には、予算審査特別委員会というのが、先ほど門脇委員長から報告ありまして、この場では、別の場所でこの予算に対して、各議員がどういうふうに思われているかみたいところはあったわけなんですけど、今回恐らくこの後採決は、恐らく賛成の方が多数になるんじゃないかなと見込んでいます。

ただ、実は、各議員さんいろんな表現の仕方があって、賛成なんだけど本当はこういうところ納得いってないだとかってところが実際にはあったりとか、一概にその反対か賛成かだけで分からないっていうのが、私この議員になって学んだことなんですけど、私は今回、あえてそういった方々の賛成なんだけど、反対の部分もあるよっていうところを受け止めながら、代表して反対討論させていただき意気込みであります。

今回、来年度、新年度の予算案ということで、予算審査をさせていただきました。で、この期間中、私は町内の町民の方と話をすることがあって、すごく印象に残ってる言葉がありまして、「小谷君、僕、政治とか全然興味ないんだけど、政治家も嫌いなんだけど、だけど、最近の大山町どうなってるだいや、全然、町がよくなってる気がせんのだけど、何しとるだいや、あんたら議員は」ということを言われました。何がしたいかよく分からないと、大山町が、という意見がありました。

で、実際には、恐らくどんなに町政が、どんな町政をしていたとしても、賛成反対それぞれの意見があると思うんです。なので、反対の意見があったということについては、それはそうだなと思うんです。いろんな意見がある、どんなまちを目指すか、それは人それぞれの意見があると思います。

なので、町というのは自治体というのは、総合計画というものがあると思うんですね。最低限、町の住民を代表した人たちが集まって、大山町であれば、楽しさ自給率の高いまちへというこの総合計画 10 年未来づくり、10 年プランをみんなで作ってやってきたわけです。

で、今回予算審査をしていて、やはり感じたのが本当に今この大山町は、この総合計画に沿った形で事業をしているんだろうかということをとっても疑問に思います。楽しさ自給率の高いまちへということ自体はですね皆さん、またもう一度総合計画を御覧頂けたらと思うんですけども、町の資源を使って、楽しいことを企画する人がいると。その楽しいことを企画する人と町民がまたつながってまたどんどん楽しいことが生まれていく、町内でどんどん楽しいことが受給されていく町、私、このビジョンすごく共感していて、これがどんどんどんどん具体化していけばいいなというふうに思ってるんですけど。

そんな中、次年度の予算、例えばですけど、ドリームカーフェスタという事業があります。これは大山寺の博労座で、日本遺産のPRイベントということで、されるわけなんですけど、今年度から始まっているものなんですけど、これも今回、新年度の予算は予算が増額されてます。私これなんかも、個人的な意見としては、環境保全をうたってる国立公園大山で行うイベントとして本当に適切なのかなという個人的な思いはありますけれども、今回やるということです。例えばこれなんかも、どのようにこの楽しさ自給率の高いまちへに近づいている事業なのか、どういうふうに結びつけられているのか、ちょっと私の中ではよく分かりません。

サイクルツーリズム 200 万円、今回、サイクルツーリズムについても質問したところ、1 回当たり 10 人程度の集まるイベントを 5 回企画します。200 万円かかります。サイクルツーリズムのPRや関係人口増加を目指します、と説明されても、さっぱり何が結局したいのかよく分かりませんでした。聞いても答えが返ってきませんでした。

こういった事業が、ぼつぼつあるわけです。一方で、私、昨年度といいますか、まだ今年度ですけど、すごくいいなと思った事業があります。それは町内事業者連携事業業務委託という事業で、大山キックスタートという事業がありまして、これは過去、リノベーション補助金で創業された方なんかにも講師に招いたりとか、あるいはこれから町内で創業したいと思われる方に向けて、研修をしたり先輩にいろんなことを教わったり、これらを基本的にこの町内の事業者の中で連携をさせていく事業でした。これは、新年度はもうなくなるそうです。私、これなんかは、すごく楽しさ自給率の高いまちへに直結するような事業だなというふうに思っていました。

予算審査特別委員会の中でも触れられてはいたけども、図書費ですね。公民館の図書費の予算要求が細かく削られていて、けしからんみたいな意見も教育民生の委員会のほうから上がってました。で、結局、予算は、限りがあるわけですから、削られる事業があれば残る事業もある、これはもう仕方ないことだと思うんです。

大事なことは、当然残った事業というのは、選りすぐりの目的や意図がある、選りすぐりの事業でないといけないと思うんですね。そこの部分が、この事業って何のためにやるのかなっていうところが、分からない事業があるというところですから納得感が得られにくいということが起きていていると思います。

今、結局何が起こっているかというところを、私の中で整理していることを最後にお伝えしたいなというふうに思っています。

予算審査特別委員会の報告書の中でも附帯意見で出てました。目的や目標がないという附帯意見が議会から出ていました。で、これは本当にやっぱり、おっきなことだなと思ってまして、今、大山町の役場の中で、まずどこに向かっているのかというところがやはりまだ浸透してないんじゃないかなと思っています。楽しさ自給率なのか、アウトドア構想なのか、いずれにしても、役場の組織の中でここに向かおうというところが組織として恐らく今浸透していない状況だと思います。で、浸透してないがゆえに、各事業、予算案に対して何のためにその事業をするのか、どういった意図でその事業をするのかというところが整理されていないと思います。

結局、整理されてないので、それを担当する職員も何のためにするか分からないので、あまりやる気が起きなかったりモチベーションが湧かなかったりします。そういうことがあると、協力企業、協力団体、委託事業者からしても、何がやりたいの役場、となり、なかなかそのパフォーマンスも上がりません。

そうすると、町民からしても、結局、協力団体、協力企業、委託事業者、役場、どこ

もそんなに、何がやりたいのか分からないままパフォーマンスが上がらないので、町民からしても、役場は何やっとなるだいやということになると。結果的にお金だけの関係と
いいますか、お金をしっかり払ってくれる間をやるよ、みたいなことに今なってしまう
てるんじゃないかなあというふうに思います。

いま一度、注文としては、まずどこに向かうのかというところを、しっかりと役場組
織の中で浸透させることをしていただきたいです。そして、その方向性に向かって各事
業をしっかり結びつけてください。その中で、各事業、何のためにやるのかということ
をしっかり整理して、説明を議会や町民に対ししていただきたいと思います。という意
味合いで今回、反対をさせていただきます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 3番 豊哲也です。

賛成の立場で討論させていただきます。賛成ではあるのですが、非常に消極的な賛成
で、今回、当初予算として、非常に反対するのに決め手に欠けるので賛成はしましたが、
非常に問題があるなと思っております。附帯意見、1と2、私、総務経済常任委員会の
ほうで副委員長としてつくらせていただきました。

今回、当初予算に上がってくるべき予算というものが、挙げられてないものかなり
あったかなと思っております。特に、企画課、観光課、農林水産課、農林水産課に関し
ては、もうほぼ毎年、新しくこういったことをしていこうという新規事業上がってきま
すが、そうしたものがほとんどなくて、これからの農業、改革をしていくという意気込
みが全く感じられない、そういった内容となっております。

で、そうした当初予算に上げられるべき予算が入っていないにもかかわらず、財政調
整基金から3億9,000万円取り崩すということで、今まで3年間ほど、取り崩す予定で
おります。その前は、基金に積立っていたものです。今までは、積立してこれから取崩
していく、そうした過渡期にあり、非常に今の大山町の予算というのは問題があると思
っております。

その中で、今後、この当初予算で上がってこなかったものが、これから補正予算で上
がってくるとは思います。非常に厳しく見ていく必要があると思っております。また、
観光事業を中心に、目的、目標を確認していきましたが、非常に不明確で、これではも
ちろん成果が上がらないだろうというようなものが多かったです。

またですね、ドリームカーフェスタ、こちらに関しては、昨年度に実施されて今年度
予算がついておりますが、民間の事業で、そうしたものなので、スーパーカーを集めて
やっていく、私は民間の事業だからやっていくことに意義があると思ひまして、去年1
年間は、そうしたものをスタートアップとして予算をつけるというふうに確認をしてい

て、町民の方にも、そうしたもう事業だから民間の方がやるので、なのでこうした事業をやっていきましょうよとお伝えしていました。それが、令和6年度大山町の事業として負担金を持っていくという形になってます。これは私が町民さんにうそをついたような形になっています。そうした、今回、ドリームカーフェスタの予算というのは、そこまで大きなものはなかったの、わざわざ修正案を出してということまではしませんでした、今回の当初予算というのはそうした総括的なところと、あと観光面などですね、政策的なところ、非常に問題があると思っております。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

次に、賛成者の発言を許します。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長、14番。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聰君） 私は、令和6年度大山町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

この予算は、町税である町民税や固定資産税が前年対比大きく減る見込みや、交付税も大きく減る見込みの中、人件費、扶助費、あるいは物件費は、増える中、借金である町債を、なるべく減らすなど、やりくりし苦心の跡が見える予算組みとなっています。

限りある歳入予算の中でも、大山町の基幹産業である農業水産、農業や水産業などの継続や振興のための様々な事業予算、移住定住促進のための住宅新築助成や賃貸集合住宅予算、少子化対策として、特に子育て支援は、教材費購入費助成、学校給食費助成、新入学応援ギフト、修学旅行費助成金、短期英語留学プログラム事業、それから高齢者福祉関係予算、町民の足を守るデマンドバス事業の低料金化、これら多くの町民の福祉や暮らしを守るための、そして町内経済の活性化を図るための大山町の予算となっていると思います。

同和対策予算関連予算については、法律によって、部落の環境が大きく改善された現代にあっても、いまだに結婚差別や土地差別が存在しています。インターネット上に、かつての悪名高き部落地名総監の復刻版とも言うべき部落探訪など、個人を特定しプライバシーを侵害する映像やマップが多くさらされています。全国の多くの県が、プロバイダーに対し削除要求しているにもかかわらず、いまだに、多くインターネットに公開されています。人は皆、法の下に平等であり、差別されない権利を有します。部落差別が存在する限り、人権教育や人権啓発のための同和対策予算は必要と考えます。

一昨日の小学校の卒業式でうれしいことがありました。卒業生の皆さんが一人一人、将来のなりたい職業とか、自分の考えや決意を述べ卒業証書をいただいていた。その中で何人かの子供たちが、人権学習によって人権の大切さを学びました。これから中学や、あるいは社会に出ても人権を守って生きていきたいと、こういうような決意を

述べた子供たちがいました。とても、うれしかったことを覚えています。そして、人権教育の大切さを痛感したところでございます。世界中の人が皆、人権の大切さを守り、相手の立場を考え実践していけば、もっともっと世の中は平和で暮らしやすくなるのにと
思った次第です。以上、賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） その他、討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 21 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 15、議案第 21 号 令和 6 年度大山町土地取得特別会計
予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 22 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 16、議案第 22 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別
会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 23 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 17、議案第 23 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 24 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 18、議案第 24 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 25 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 19、議案第 25 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特

別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 26 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 20、議案第 26 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 27 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 21、議案第 27 号 令和 6 年度大山町風力発電事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 28 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 22、議案第 28 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 29 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 23、議案第 29 号 令和 6 年度大山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 30 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 24、議案第 30 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 31 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 25、議案第 31 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 32 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 26、議案第 32 号 令和 6 年度大山町水道事業会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 11 時 2 分休憩

午前 11 時 10 分再開

日程第 27 議案第 45 号 ~ 日程第 32 議案第 50 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 27、議案第 45 号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例についてから、日程第 32、議案第 50 号 大山町農業委員会農業委員の任命についてまで、計 6 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 45 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明をいたします。

改正の主な内容は、現在、町内在住者を基本としている連帯保証人の規定を緩和し、入居手続の簡素化を図ることとするものであります。

続きまして、議案第 46 号 大山町予約型交通システムに関する条例の一部を改正する条例については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで、デマンドバスの試験運行を行うことに伴い、その期間の特例として使用料を変更するため条例の一部の改正を行うものであります。

改正の内容は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで、デマンドバスの使用料を 1 人当たり乗車 1 回につき 100 円とするものであります。

この条例の施行日は令和 6 年 4 月 1 日であります。

続きまして、議案第 47 号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明をいたします。

本案は、令和 2 年 4 月 1 日から 2 期目の委員を務めていただきました兜山洋美さんを、引き続き大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

兜山さんは、平成 18 年度に大山保育所の愛育会長を務められて以降、大山小学校 P T A の人権教育推進委員長や副会長を歴任、また教育委員任命後は、保護者委員として貴重な意見を提案していただくなど、教育に高い関心を持たれ、熱心に活動してこられました。

人格・見識とも適任と考えますので、任命に御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までであります。

続きまして、議案第 48 号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明をいたします。

本案は、令和 2 年 5 月 10 日から 1 期目の委員を務めていただきました向陽寛孝さんを引き続き大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

向陽さんは、昭和 59 年 4 月より、米子商業高等学校教諭として、平成 13 年には校名

変更により、米子松陰高等学校教諭として御活躍されました。

また、教育委員任命後は、高等学校教員の経験を存分に生かし、様々な場面で貴重な意見を提案していただきました。教育について高い関心を持ち、積極的に活動してこられた向陽さんは人格・見識とも適任と考えますので、任命に御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は、令和6年5月12日から令和10年5月11日までであります。

続きまして、議案第49号から50号 大山町農業委員会農業委員の任命については、農業委員の欠員に伴い、新たに農業委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任命をいたしますのは、森田博文さんと濱田巖さんです。2名とも、地域での信頼も厚く、農業委員会活動への意欲があり、人格、見識とも、農業委員に適任と考えますので、任命に御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和6年4月1日から残任期間の令和8年7月19日までであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

(日程第27) 議案第45号

○議長(米本 隆記君) ただいま6件の提案理由の説明がおわりましたので、このあと質疑、討論、採決を1件ずつ行います

これから議案第45号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(米本 隆記君) 起立多数です。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

(日程第28) 議案第46号

○議長(米本 隆記君) これから議案第46号 大山町予約型交通システムに関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 46 号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。
したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 29）議案第 47 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 47 号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 47 号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり同意することに 賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。
したがって、議案第 47 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

（日程第 30）議案第 48 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 48 号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 48 号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

（日程第 31）議案第 49 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 49 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 49 号は、同意することに決定しました。

（日程第 32）議案第 50 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 50 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 50 号は、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 19 分休憩

午前 11 時 20 分再開

日程第 33 陳情第 1 号から日程第 35 陳情第 3 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 33、陳情第 1 号 稲作農家に対する各種支援を求める陳情書から、日程第 35、陳情第 3 号 イスラエル政府の国際条約違反をやめさせるための陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員長、岡田 聰議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 陳情審査報告書。総務経済常任委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告をいたします。

陳情第 1 号 稲作農家に対する各種支援を求める陳情書。審査結果は、採択です。

陳情者に聞き取りをし、本町における米作農家の厳しい現状と、支援の必要性を確認いたしました。

採決の結果は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第 2 号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書。審査結果は、採択です。

委員会の意見としては、陳情者に聞き取りをし、賛成者の意見としては、食糧自給率の向上は重要であるとし、反対意見としては、既に国は、食糧自給率に対し、対応を行っているという意見でございました。

採決の結果、採択 4、不採択 2 で、採択すべきものと決しました。

陳情第 3 号 イスラエル政府の国際条約違反をやめさせるための陳情。審査結果は不採択です。

委員会の意見として、他国間の事柄、条約違反にあたるかなど、1 地方議会として判断すべき立場になく、あくまで中立の立場をとるべきである。採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決しました。以上です。

（日程第 33）陳情第 1 号

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第 1 号 稲作農家に対する各種支援を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第1号は、採択とすることに決定しました。

（日程第34）陳情第2号

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第2号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） はい。何点か質疑をしたいと思います。

委員会の中での議論などを教えていただけるといただければと思いますが、まず、私としては、食糧自給率を国の政策として本当にもっと向上させていく必要があるのかということ、少し疑問に思ってるんですけども、なぜ食糧自給率の向上が必要とされるのか、どのような議論があったのか。また現在、我が国の食糧自給率が低い原因をどのように捉えておられるのかということ。それから食糧自給率を今後向上させるとしたら、どうすれば自給率が上がるのか。食糧自給率向上のために、政府は何をすべきだと思われるのか。

もう1点、この後、委員会のほうから、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出を予定しておられるようですけれども、その中の文言として、食糧の輸入がストップしても、国民を飢えさせないように、安定的に食糧を確保することが国の責務だといった文言がありますが、これはこの通りを見れば、自給率100%を目指せというふうを受け取れます。

本当に我が国で食糧自給率100%を求めていくことが必要なのかどうか、その辺りの委員長をはじめ皆さんの御認識であったり、議論の経過などを御説明頂きたいと思えます。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 食糧自給率の向上の必要性については、現在、日本の食糧自給率カロリーベース38%、大抵の先進国は、200%以上、1番多いのは200%以上、カナダなんてそれぐらいですが、アメリカなども100%以上。多くの国がそういう高い自給率を保っています。この必要性については、世界の人口が非常に勢いで増加しております。あるいは、異常気象も頻繁に起こっております。

また、国家間の紛争によって、食糧輸入が困難になるリスクもございます。世界の人口については、1987年には50億人だったものが、2021年には78億人に達しています。

国連の予測では、2100年には108億人にも達するだろうという、予想を立てております。これだけ爆発的に世界の人口が増えれば、将来、食糧不足が起こるのは目に見えております。

日本の低いカロリーベースで38%、これはやっぱり、ある程度は高めておかなければ、非常に何かあったときには、世界的に何か起これば、日本が食糧不足で苦しむことになる、そういう考えがあると思います。

それから、政府の法的事務については、そんなに大きな縛りはございません。現在は、閣議で報告程度なんですけど、この陳情書によれば国会審議とするよう、これが法的義務を求めるという意味でのようです。

それから、もうあと何だっけ、ごめんなさい。

[「100%をめざすかということと、食糧自給率はどうやったら数字が上がるのかということ」呼ぶ者あり]

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） ですから、陳情書も100%を目指すとはまでは言っていないと理解しております。現在の非常に低い38%を少しでも高めるよう、政府として、努力をすべきだということでございます。

食糧自給率の向上に関しては、農業の農業生産の輸出国などは、非常に各国手厚い農業の支援を行っております。農業を保護して、やはり農業は重要であると、食糧生産は重要であるとして、国として手厚い保護、助成策をやっていると考えております。日本はまだまだそこらあたりが、求められる施策だと考えております。

ですから、100%はあくまでもそこまでは目指しません。38%を少しでも高め、50%以上でも目指すというような、陳情だと考えております。

食糧自給率を上げるためには、やっぱりなかなか難しいんですけども、国民の皆さんが、国産の食品を多く食べていただくことが1番だろうと思います。1番手っ取り早いのは、自給率の非常に高い100%のお米、あるいは野菜、これら国産のものをできるだけ食べていただければ、食糧自給率は上がると思っております。

それから、日本の食料の食べ残しは、年間何百万トンという非常に多いそうですが、これらのフードロスがなくせば、食糧自給率は高まるのではないかと考えております。

以上です。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） もう1点だけお尋ねしたいと思っております。

日本の食糧自給率を上げなければならないとする根拠の一つとして、委員長のほうから他の先進国はどこも自給率が高いと、100%以上だというようなことをおっしゃいました。それはなぜそうになっているんでしょうね。というのが、例えばフランスは日本の農地の約6倍の農地があります。ドイツ、イギリスでも、農地の面積は日本の4倍です。

イタリアでも3倍あります。カナダ、アメリカ、オーストラリアは言うに及びません。これらの先進諸国は、全て農業の輸出国です。そこまでと言わないにしても、食糧自給率100%に近いところを、もし本当に日本が目指すのであれば、農地の拡大が必要です。耕作放棄地の解消どころの話ではありません。山を切り開き、農地を増やす。そのためには、当然、多額の農業予算を必要とします。そこまで予算をかけて、食糧自給率を向上させることが本当に必要だと委員長は思われますか。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） それは極論だと考えております。

あくまで38%、例えば50%を目指すとか、そういうところから始めるべきだと思っております。日本の限られた農地ではなかなか難しいでしょう。ただ現在は、耕作放棄地も非常な勢いで増えております。

それはもう国の政策によって、もっともっと減らせるのではなかろうか。ということは、農業に対する助成策がその輸出国のような手厚い保護策がやっぱり必要だろうと考えております。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。その他、質疑ありますか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。委員長にお尋ねいたします。

先ほど、近藤議員のほうからもお話がありましたけれども、食糧自給率が低い理由は、単に農業に対する支援策が少ないから自給率が低いんだというわけではないと思います。1番大きな理由は、先ほど近藤議員が言われましたけれども、国際的な農業生産品の価格が国によって随分違う。日本で自給率を上げようと思えば、高い農産物を国民は買わなくてははいけません。今は安い農産物を外国から輸入して、食料を賄っている、安い値段で国民に提供しているという状況です。

そういった意味で、これを政府に法的義務として上げなさいっていうことになると、農産物の価格は上がっても仕方がないと。国民は我慢をして、高い農産物を食べてください、今と輸入された食料と国産品の価格を100%国の予算で賄うとしたら、これは大変なことになります。そういったバランスがどのように検討されたのか。

また、その食料の輸入ということに関しては、多国間の需給バランスの中で決定されていく部分であります。ただ、日本が外国の食料をやめるということになると、その外国との経済的な圧力が高まり、危機感がより一層明確になっていくんじゃないかな。日本のとるべき道としては、そういった輸入国、生産国と日本と良好な環境を築いて、そして食料が安定的に供給されるように、そういった施策がまず捉えるべきだと思います。

そういったいろんな要素を考えずに、ただ法的義務を課せばいいんだという陳情は、

私はいささか乱暴だと考えております。委員長いかがでしょうか。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 何度も申しておりますが、今の、現状の世界の情勢では、問題ないでしょう。将来、世界の人口が100億人を超える状態になった場合、世界的に食糧不足が起こる場合、どう考えますか。現状はなるほど安い農産物が入ってきております。この安い農産物も、輸出国はかなりの農業に対する助成策を行った結果だと考えております。

ですから、ここ何年、何十年かは大丈夫だろうと。将来は、世界の人口が増えて、世界的に食糧不足になった場合は、どうなるかという、先を見据えた陳情だと考えております。ほかの総務経済常任委員会の委員さんの中で、何かありましたらお願いします。

○議長（米本 隆記君） これは委員長の報告ですから、委員長に対しての質疑になりますので。補足も委員長報告に対する質疑ですので、委員長が報告されるものなんです。

ですから、委員長の報告に対して、委員長報告に対する質疑ですから、委員長に対して質疑なんです。分かりますかね。そういったことですので、委員の皆さんが答弁されるってことはないんです。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 補足説明は、委員長以外はできないということですので、今、委員長のほうが、食糧生産国においても、手厚い、そういう農業支援政策が行われているから安い穀物、食料ができてるんだというお話でしたけども、それでは、委員会において、他の国の支援制度というのは検討されてそういった結論が出されたんでしょうか。それがなしに、まあ、そんなもんだわいということで、結論を出すべき内容ではないんじゃないかなと考えておりますけど、その辺はいかがですか。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） そこまではなかなか手だてがなくて、調べておりませんが、概念としてはそういう考えを持っております。

ただ、まあ世界的に何度も言いますが、世界的に食糧不足になった場合のことを、考えておりますので、現状、ここ数十年はまずそういうことはないだろうと。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。門脇議員、よろしいですか。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。

○議長（米本 隆記君） はい、そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番、反対討論ですか。はい。

○議員（12 番 近藤 大介君） はい。今回、陳情になっております食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情についての反対討論をさせていただきます。

食糧の自給率を高めていこう、いいことじゃないかと一見見えるんですけども、本当にそうなのか、討論を通じて皆さんとともに考えてみたいと思います。

私は、食糧自給率 38%、この数字とちゃんと向き合ったときに、ふだん日常生活の感覚として 38%、意外に低いなど。実感から比べて意外に低いと思われる方も多んじゃないかと思っています。

まず日本人の主食である米、これほぼ 100%自給されています。野菜も約 8 割が国産品です。エビ、タコ、サーモンとか、輸入が多い魚介類も実は、5 割が国内自給されています。それから豚肉、これも 5 割は国産です。鳥肉 6 割以上が国産です。高級品のイメージもある牛肉ですら、35%は国産されています。チーズも含めたところの乳製品なども含めた牛乳、これはもう 6 割が国産品です。鶏卵、卵に至っては、これも 100%近く国産です。

そうするとふだんスーパーで我々が買っているもの、かなりの部分が国産品であるのに、なぜ自給率という数字にすると 38%になるのか。原因は、その多くが小麦や大豆といった穀物、それから食用油などに使われますトウモロコシや菜種、それから畜産などで使用される飼料、これもトウモロコシなどが多いんですけども、こういったところのほとんどが輸入に頼っているからのようです。

日本人は、ずっと米を主食にしてきておりますが、近年は、米よりも小麦のほうの消費量が増えてきています。日本人はラーメンやうどんが大好きです。その小麦の自給率は 16%ほどしかないようです。84%が輸入です。大豆に至っては 94%が輸入です。トウモロコシや菜種といった食用油の原材料も 13%の自給率しかありません。

我が国の食糧自給率を増やしていくためには、ここ辺りを増やしていかなければ数字は上がりません。そのために耕作放棄地で、小麦や大豆をつくるといっても、とてもその数字では追いつかないのが現状です。それですら、国産の小麦・大豆を増やすことですが、今でも農業予算を多く使っていますし、この数字をさらに増やそうと思えばさらに多くの農業予算が必要となってきます。

また、こういった穀物の内外価格差は、物によっては 10 倍近くあると聞いています。その内外価格差を埋めるためには、関税を高くしなければなりません。必然的に、門脇議員も指摘されましたが、小麦や大豆の流通価格が高くなってきます。我々の消費生活に直結します、物価が高くなります。

そこまでして、本当に自給率を高めていかなければならないのか。また、先ほど言い

ました小麦、大豆、多くを輸入に頼っていますが、これらのほとんどは、アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本が最も信頼する友好国からこれらを輸入されています。

関税を高くして貿易摩擦を招いて、友好国との関係を悪くしてまで、これらの穀物の国内自給率を高める必要が本当にあるのでしょうか。農業予算を大きく増やせば、教育や福祉に回す、あるいは安全保障に回す予算が削られることとなります。それらを削らなければ、増税が必要になります。そして先ほども言いましたが、消費者物価も増えます。国民負担を増やしてでも、本当に自給率にこだわる必要があるのか、いま1度を考えるべきではないでしょうか。

隣の国、北朝鮮は、食糧自給率が100%に近いようです。食糧自給率が高いことは、決して国民の豊かさを保障しません。さらに言えば、そもそも我が国のエネルギー自給率は僅か12%です。この後、総務経済で提出が予定されています発議案、国に対して、自給率の向上を求める議案の中では、先ほども触れましたけれども、食料輸入がストップしても国民が飢えることがないようにと。かなり極端なことを盛り込みながら意見書出すことが予定されていますけれども、食料輸入がストップすることまで想像するのであれば、もしそこまでですね、国際社会が混乱し、日本が世界の中で孤立していることをイメージするのであれば、食料輸入がストップするより、何か月もあるいは何年も前に、エネルギーの供給が留められています。

今の社会において、幾ら国内に十分な食料があったとしても、石油がなければ、大消費地に対して、食料を供給する輸送することができません。農地をどれだけ増やしたとしても、石油がなければ、トラクターを動かすことができません。食糧危機よりも先にエネルギー危機が我が国にやってきます。

我が国として、本当に考えなければならないのは、農地が少ない諸外国と比べて農地が少ない我が国として本当に考えなければならないのは、門脇議員も指摘しておられましたけれども、そのような国際情勢にならないよう、世界が平和であるよう率先して努めること。食糧危機が来ないように、エネルギー危機が来ないように、しっかりと外交で対応をする。そのためにも、友好国である、そして食料の我が国への輸出国であるカナダ、アメリカ、オーストラリアとの友好関係はしっかりと築いておく必要があります。

もう1点、委員長は将来的に世界的な食糧危機が訪れるのではないかというようなことを言われました。そうならないためにも、当然外交的な努力と同時にですね、いわゆる発展途上国と言われるところの農業生産がしっかりと凶られるように、我が国の進んでいる農業技術を移転する。そのことによって、世界規模の食糧危機を避けると、そういうことにこそ我が国は注力すべきだと思います。

総論といたしまして、食糧自給率が下がると、我が国は将来大変なことになるといった、根拠薄弱な危機感を国民にあおることは私は決して、我が国の安定に対していい影響を及ぼさないと考えています。

個人的には、畜産農家の経営安定のために、あるいは、今後、人口減少によりさらに減少する、需要が減る米農家を一定程度支援するために、飼料作物の生産拡大を支援していくことは必要な施策だとはもちろん思っていますが、これを食糧自給率向上のために必要なものとしてしまうと、どの程度の支援が必要なのかという施策に対してのしつかりとした判断基準を見誤ってしまうことになります。

不必要な農業予算、根拠の乏しい農業予算をいたずらに増やすことではなく、国民にいたずらに不安をあおるのではなく、冷静な議論が必要だと思っておりますので、今回の陳情は採択すべきではないと思っております。

委員会の中で、賛成された方もあったかもしれませんが、よくよくその辺り御判断いただきまして結論を考えていただきたいと思います。以上で討論終わります。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。
ありませんか。

反対者の発言はありませんか。その他、討論ありますか。ありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 私は賛成の立場から討論をいたします。

近藤議員が今、ほうなるほどそういう考えもあるかというふうに私思っちゃいましたが、だけどですね、食糧難っていうのは、昔から農本主義といって、国の下は農業であると。自分の国の国民が食べる食料は、自分の国で自給するというのが基本になってると思います。

今、ウクライナで戦争が起こり、その食糧が世界的に入ってこず問題になっております。日本にも大きな影響を与えております。戦争だけではありません。今の気候危機による洪水、干ばつ、極端な気候変動によって、世界的な食糧生産が危ぶまれてもおります。

そして、世界的な人口増加ですね、これによって、近い将来食糧危機もあるという予想も立てられております。そういう中で、やっぱり自国で食べる食料は、自分の国で生産するということが、ますます必要になってくると思います。

ところが、日本の場合、かつては食糧自給率が 50%、あるいはそれ以上あったものが、どんどん減ってきております。先ほど、近藤議員がおっしゃったようなことが一つの理由でもあろうかと思いますが、やはり食糧自給率を上げる、これは基本だと思います。そのためには、農業政策をもっともっと厚くすべきです。

先ほどから、近藤議員は、農業予算が増えれば、逆に子育てとか防衛とかのほうの予算を削らないけん。その逆、防衛予算を削って農業予算のほうに回す、そういう考えもあっていいんじゃないでしょうか。それこそ先ほどからおっしゃったように、外交努力によって軍事対軍事でやるのではなく、とんでもない軍拡競争に走るのではなくて、

平和的な外交努力で、防衛予算は抑えることができる、そういう考えも十分成り立ちます。やはり今の農業が衰退してきた一つの原因は、農業政策の貧弱さもあるというふうに思います。

だからここら辺りをしっかりと手厚くして、自国の食料は、国民が食べる食料は自国で十分しっかりと生産する、これがやっぱり基本だし、必要なことだろうと思います。

ですからこの陳情者の陳情されている中身というのは、もっともだろうというふうに私は考えます。以上、賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） その他、討論ありますか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第2号は、採択とすることに決定しました。

（日程第35）陳情第3号

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第3号 イスラエル政府の国際条約違反をやめさせるための陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 先ほど委員長は、これを採択した意見として書いてありますけども、1地方議会として判断すべき立場になく、中立の立場をとるべきであるというような意見が書いてありますけども、そういう事に至った理由というのは何でしょうか。

ちょっとまずその1点、後でもう一つまた、質問しますので、いいですか。ほんなら
続いて・・・

○議長（米本 隆記君） 今、言っていないと、次のときは発言できません。

○議員（10番 大森 正治君） はいはい。分かりました。

もう1点聞きたいのは、パレスチナのガザ地区で現在、行われておりますイスラエルによる戦闘の状況だとか、それによる被害の状況、そういうようなものも議論にならなかったのかなど。どんな内容が議論されたのか、常任委員会で。その辺を説明していた

だきたいと思います。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14 番、岡田議員。あ、すいません、正午になりましたけど、このまま会議を続けていきますので、御承知ください。どうぞ岡田議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 委員会の意見としては、他国間の事柄、条約違反に当たるかなど、なかなか1 地方議会としては判断すべき立場にないということでした。

まあ、私としては、人道的立場で採択したいところですけど、なかなか、本当にイスラエルの現状を見ると、非常に憂慮すべきことが多ございます。国連をはじめ国際社会から、国際人道法違反だということ強く非難されております。

やはり、国際的なことでも声を上げるのが必要ではないかと、私個人的には思います。ただ、委員の全員の総意としてこの条約違反ということが、なかなか判断できないという立場でございます。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

[発言する者あり]

○議長（米本 隆記君） イスラエルの状況ですか。

[発言する者あり]

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 深い議論までは至っておりません。他国間の事柄ということで、と、思っております。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。はい、その他、質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なし・・・

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番、大森議員。反対ですか。反対の討論ですか。委員長報告に対する・・・ [「この陳情に対する・・・」 と呼ぶ者あり] ですから、賛成討論、賛成討論ですか。

○議員（10 番 大森 正治君） 賛成・・・

○議長（米本 隆記君） ですから、賛成討論ですね。はいどうぞ。

○議員（10 番 大森 正治君） 私はこの陳情に賛成の立場で討論をします。

先ほど質疑しましたら、不採択の意見として、他国間のことであり、他の国のことであって、そして条約違反に当たるかどうか分からない。だから、1 地方議会として判断すべき立場にない。中立の立場をとるべきであるということを知って、私啞然としま

した。本当にそんなことでいいの。マスコミであれだけ日々報道されている悲惨な状況が目の前にあります。それを我々議員が、公的立場にある議員が、分からない、他の国のことだから、そして条約の内容も十分分からない。だから、これは不採択にするんだと。あまりにも何だか情けなくて、私は愕然としました。

本当にこれで、大山町議会、町民に対して顔向けできるのか。戦争がウクライナでも起こっておりますが、世界は本当に今、おかしい状況になっております。これは私たち一人一人が戦争を許さない、平和を求めるんだという、考えをしっかりと持ち、また議会としても、そういう団体としての意思を持つべきではないでしょうか。

そういう点で、私は非常にこの常任委員会で、不採択という全会一致、委員長は賛成の立場だったようですけども、ほかの人は、反対だったというのに非常に愕然として驚いております。

この姿勢というのは、私は傍観者の立場ではないかと。そういう傍観者の態度であっていいのかというふうに思います。これは本当に何か冷酷で無慈悲な態度ではないかと言ってもいいじゃないかというふうに私は思いました。

いじめがありますよね。いじめを見て見ぬふりをすることは許されますか。それと同じじゃないでしょうか。

もっと言えば、傍観することは、いじめに加担することだということがよく言われます。現在パレスチナのガザ地区で起きている事態というのは、いじめとは全く次元を異にするものであります。本当にむごたらしい戦争です。イスラエルによるガザ地区への攻撃は、本当に凄惨を極め、病院や学校、住宅への爆撃は、街を廃墟にし、犠牲者は2万4,000人にも上るそうですし、その7割というのは、子供や女性だと言います。

こうしたイスラエルの攻撃は、ジェノサイドそのものであるという世界的な批判、世論の批判もあります。ということは国際条約違反ということも明らかでないでしょうか。だからこそ、国連総会では、加盟国の8割である153か国の賛成で、即時の人道的な停戦を求める決議が採択されております。これには、日本も日本政府も賛成したんですよ。ロシアによるウクライナ侵略に対して決議を採択した我が大山町議会です。ガザの人々が危機的な状況にある中で、傍観者の立場ではなくて、イスラエル政府に対して即時停戦を求めていこうではありませんか。そのために、ぜひ、この陳情は採択しましょう。してください。お願いします。

○議長（米本 隆記君） 次にこの陳情に対して、反対者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） その他、討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、陳情第3号は、不採択とすることに決定しました。

日程第36 陳情第4号

○議長（米本 隆記君） 日程第36、陳情第4号 町内福祉関連事業者に対する公的助成に関する陳情書を議題とします。審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長 門脇輝明議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 陳情審査報告、本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

陳情第4号 町内福祉関連事業者に対する公的助成に関する陳情書。

これを採択とする意見におきましては、作業所は、物価高騰等で厳しい経営の中、障がい者や高齢者福祉のために努力しておられるところであり、陳情の趣旨は理解できる。町として可能な支援はすべきだ。

不採択とする意見、町内福祉関連事業者に対する公的助成の要望であるが、他の作業所の状況を聞くなど、さらに深く理解するため、継続審査にすべきだ。作業所の連絡協議機関の創設については、町が令和6年度中を目標に取り組を進めている。

採決の結果、採択4、不採択3で採択すべきものと決しました。

以上、報告とします。

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第4号 町内福祉関連事業者に対する公的助成に関する陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長、14番。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） ちょっと2点ほど質問いたします。

採択とする意見の中で、障がい者や高齢者福祉、この作業所が高齢者福祉をやっておられるこの例を示してください。

それから、町内福祉関連事業者、これ全ての福祉関連事業者が対象なのかどうか。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） はい。高齢者福祉事業の件ですけれども、例と

しては、高齢者に対する配食事業をこの陳情者は行っておられます。その中で見守り、安否確認等を行っておられます。

それから、何だっけ。あっ、作業所としては、作業所の陳情者 1 社ですけれども、作業所のいろいろ悩んでおられることを代表して陳情を行ったというふうに陳情者は、発言をしておられます。以上です。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聡君） 町内福祉関連事業者、どの程度含むんですか。特養なんかも含むのかどうか。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 陳情者の趣旨としては、作業所というふうに行っておられます。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。その他、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 4 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第 4 号は、採択とすることに決定しました。

日程第 37 発議案第 1 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 37、発議案第 1 号 大山町議会ハラスメント防止条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員会委員長、杉谷洋一議員。

○議会運営委員長（杉谷 洋一君） 発議案第 1 号 大山町議会ハラスメント防止条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、議会内における議員間のハラスメント及び議員による議員の地位を利用した町職員に対するハラスメントを防止するための措置を講じ、全ての議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な勤務環境確保することで町政の効率的運営に寄与し、

もって信頼される議会を実現するため、大山町議会ハラスメント防止条例を制定するものです。

以上で、発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから、発議案第1号 大山町議会ハラスメント防止条例の制定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第1号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第38 発議案第2号

○議長（米本 隆記君） 日程第38、発議案第2号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者、総務経済常任委員長 岡田 聰議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

提案理由、2月28日総務経済常任委員会に付託された陳情第2号 食糧自給率向上、政府の法的義務とすることを求める陳情書を審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書。

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしています。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185カ国中129位です。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で、食糧自給率を引き上げるとされてきましたが、目標を達成したことは一度もありません。

これは、現行基本法は、基本計画で自給率向上を設定したものの、単なる閣議決定のため、法的拘束力がないためです。

食料輸入がストップしても、国民を飢えさせないこと、安定的に食料を確保することは国の基本的な責務です。

いま、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増える中、「新基本法」では、食糧自給率向上を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があることから、以下の事項について、政府に要求いたします。

1. 「新規基本法」制定にあたっては、食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年3月21日、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長、宛てでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（米本 隆記君） これから発議案第2号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第39 決議案第1号

○議長（米本 隆記君） 日程第39、決議案第1号 令和6年度大山町一般会計予算にかかる附帯決議についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 令和6年度予算審査特別委員会委員長 門脇輝明議員。

○令和6年度予算審査特別委員会委員長（門脇 輝明君） 令和6年度大山町一般会計予算に係る附帯決議について、提案理由の説明をいたします。

附帯決議の決議案とほぼ同じ内容ですので、決議案を朗読させて説明にかえさせていただきます。

令和6年度大山町一般会計予算に係る附帯決議。

男女共同参画社会基本法(平成11年施行)は、その前文において、「日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会に

おける取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層努力が必要とされている」とし、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」としている。男女共同参画を推進していくことは、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提である。

以上は、第 5 次男女共同参画基本計画の中で、これは令和 2 年 12 月 25 日閣議決定のものですけれども、これからの引用であるが、同計画では、深刻な人口流出や少子化の一因として、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見など、地域社会が女性にとって暮らしやすい環境になっていないことを指摘し、持続可能な地域社会の発展のためには、仕事や家庭の面で、女性にとって魅力的な地域づくりが不可欠だとしている。

人口減少対策は本町の喫緊の課題であり、現在、子育て支援などの施策が重点的に取り組まれているが、それらの施策が真に効果を生むためには、本町の男女共同参画の推進が不可欠である。

大山町議会は、このような視点も併せ令和 6 年度予算を審査したが、男女共同参画を推進していく具体的な施策に乏しく、これらの課題についての町行政の危機感が不足していることを確認した。

以上のことから、男女共同参画推進のため、下記の取り組みを積極的に図るべきである。記。

1. 自治会等の代表者、役員に占める女性の割合を増やすための施策
2. 男性育休の取得を増やすための施策
3. 女性リーダーの育成・研修に資する施策
4. その他、男女共同参画推進に必要な施策、以上決議する。

以上でございます。

○議長（米本 隆記君） これから決議案第 1 号 令和 6 年度大山町一般会計予算にかかる附帯決議について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なし・・・

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、賛成討論します。

○議長（米本 隆記君） はい。12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） 賛成討論をさせていただきます。

ただいま、予算審査特別委員長から、令和 6 年度大山町一般会計予算に係る附帯決議

について提案をいただきました。

主な内容は、男女共同参画を積極的に進めるべきだ、取り組むべきだという内容です。恐らく地方議会において、一般会計の予算に関して男女共同参画の推進をメインテーマに附帯決議をされる事例というのは、これまでほとんどなかったのではないかと思います。

我が国が男女共同参画を進める中で、地方議会にあって大山町がそれを率先的に、推進をしようとするという事は、非常に誇らしいことだと。賛成多数で決議されるものと思いますが、我々が町民に対して周囲に対して誇るべきこの決議案をぜひ全会一致で賛成したいと思います。御賛同をよろしくお願いします。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に反対者の討論ありますか。その他討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから決議案第1号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第40 第5次議会改革調査特別委員会最終報告について

○議長（米本 隆記君） 日程第40、第5次議会改革調査特別委員会最終報告についてを議題にします。議会改革調査特別委員会委員長 吉原美智恵議員。

○議会改革調査特別委員会委員長（吉原 美智恵君） それでは、第5次議会改革調査特別委員会の最終報告を行います。

第5次となる議会改革調査特別委員会は、令和4年6月21日に設置して以来、政治倫理条例・規則の見直し、常任委員会の2委員会化について、議員定数、政務活動費、議員報酬、議会監視モニター制度、議会のハラスメント、広報常任委員会の定数について、20回の委員会を開催し、調査検討協議を重ねてきました。

また、第2回中間報告以降、議員報酬、議会監視モニター制度、議会のハラスメント、広報常任委員会の定数について、5回の委員会を開催し、調査検討協議を重ねてきました。

上記のとおり、取組は、当初予定にない調査項目もありますが、途中議員から発案され、必要性を全議員で確認し、追加調査としたものであります。

以下の調査事項について、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1. 政治倫理条例・規則の見直し。政治倫理条例見直しの必要性は、令和4年6

月時点では倫理違反と判断があった際、明確な措置内容が定まっていなかったため、早急に取り扱うこととしたものである。

決定事項は具体的な措置の要求内容を含む条例・規則の改正を行った。

2. 常任委員会の2委員会化について。令和4年度時点では広報常任委員会を除けば、総務・教育民生・経済建設の3常任委員であり、委員会定数は、5ないし6人で審査をしていた。第4次議会改革調査特別委員会でも議題として取上げられ、柔軟性や各委員会の意見も全体で修正が可能との判断から、現状維持とされていたが、近隣市町村で本町議会だけが3委員会体制で行っていることや、委員会審議に適した人数の調査をしていくことにより、3常任委員会から2常任委員会に変更することとした。

3. 議員定数。議員定数はどのような基準で定めることが適切なのかをあらゆる方向から調査検討を行った。

具体的には、人口比・面積比・議会費予算・定数は奇数偶数どちらが望ましいか・委員会定数を議員定数算定の基礎とすべきか・近隣町村との比較等である。

協議の結果、定数は16人で現状維持とする意見でまとまった。

議会内でも意見が割れやすく、町民にとっても興味深い内容である。何を根拠に定数を判断するか、全体で意見統一することは難しいが、どんな定数であっても、決まった議員数で町民の代表としての議会活動を行っていくことが重要である。

4. 政務活動費。政務活動費とはそもそもどういったものか、導入後の充当すべき経費、市町村の支給実態調査、本町議会にとって必要であるかの検討を行った。

議会力をアップさせるための方策ではあるが、研修費など予算化されていることから導入を見送った。

5. 議員報酬。議員報酬は上げるべきだという意見が多かった。理由としては、議員の成り手不足・低額な議員報酬の改善である。

協議の結果、報酬増にするべきだという意見でまとまった。

中間報告では大山町議会の方針を鳥取県西部町村議会議長会に進言していくとされていたが、鳥取県西部地区特別報酬等審議会で協議され、西部地区の報酬が統一され、増額する答申があった。

大山町議会としては、報酬審議会の答申を尊重し、8年ぶりに改定されることとなった。

6. 議会モニター制度。調査項目としてあがっていた案件であるが、議会監視型モニターと政策提言型のモニターの棲み分けを再度整理を行った。

今回は議会監視型モニターとして項目にあがっていたので、監視型であるなら、自律権で議会運営を行っていくべきとの意見もあり、今回は制度の導入は見送るという結論に至った。

補足として、住民の声を聞く制度が必要なことは言うまでもなく、すでに行っている

議員と語る会など、今ある制度をさらに磨きをかけることが必要である。政策提言型モニター導入の声は複数の議員からあったため、今後の課題として申し送り事項とする。

7. 議会のハラスメント。時代の変化とともに、以前は問題とならなかったことでも、現在においては、ハラスメントとして問題視されることが多くなっている。多様な人が共に暮らす現代では、お互い住みよくなるために、ハラスメントのない職場環境を構築し、議員活動を充実させていく必要がある。

議会としてハラスメントに関する研修を受け、条例制定を行うこととした。

8. 広報常任委員会の定数。広報常任委員会での協議を経て、特別委員会で再検討を行った。議会だよりだいせんは、町民の皆さんへの広報のツールとして、読みやすい紙面を目指しており、第38回町村議会広報全国コンクール第3位となった。さらに、紙面の充実をはかるべく、広報常任委員会は現状維持の8人とすることに決定した。

まとめ。第5次議会改革調査特別委員会では、議会の機能強化を中心に取り組みを行った。

また、特別委員会の中で、研究討議を重ね、ハラスメント防止条例を制定するに至った意義は大きく円滑な議会運営がなされていくと確信する。

残された課題としては、住民参画を進めていくうえでの制度の必要性があり、引き続き検討が必要である。

最後に、数々の項目整理を行い、条例制定の結果を残すことができたのは、各委員の熱心な調査研究と議会事務局の協力のたまものであり、深く感謝しまとめいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで、議会改革調査特別委員会の最終報告についてを終わります。

暫時休憩します。

午後 12 時 39 分休憩

午後 12 時 40 分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

ここで休憩とします。再開は1時40分とします。

午後 12 時 41 分休憩

午後 1 時 40 分再開

日程第 41 西本憲人議員に対する懲罰動議について

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 41、西本憲人議員に対する懲罰動議についてを議題にします。

西本憲人議員は、地方自治法第 117 条の規定によって、除斥の対象となりますので、西本憲人 議員の退場を求めます。

[西本憲人議員 除斥]

○議長（米本 隆記君） 提出者の説明を求めます。提出者 大杖正彦議員。

○提出者（9 番 大杖 正彦君） それでは懲罰動議提出説明文を読み上げます。

令和 6 年 3 月 15 日、本 3 月定例会中の全員協議会において、西本議員が議場の秩序を乱す大声での発言に対して、地方自治法第 129 条及び 132 条に抵触すると思われるため、本動議を提出いたします。

動議を提出した理由を三つ申し上げます。

1. 議長の発言許可も得ないまま、不規則発言を続けたこと。
2. 全員協議会の議事審議中、この議論、議題はやめ、やめとかという大声で議事進行を妨げようとしたこと。

その他、議員として常識に欠けた西本議員の言動が、議事進行を妨げた事実は、議会議員のみならず、出席していた多くの職員もその詳しい内容については、私のほうから説明するまでもなく、周知の事実でございます。

さらに強調しておきたいことがあります。

大山町議会基本条例の前文に、町議会は憲法及び地方自治法を遵守して、町民に開かれ、協議する信頼される議会を実現するため、規範となる議会条例を制定するとあります。その条例第 16 条に、議員は町民の代表としてその倫理性を自覚するとともに、大山町議会議員政治倫理条例を遵守しなければならないと明記してあります。

倫理条例の政治倫理基準の第 4 条 1 項に、議員は町民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正な疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。7 項には、議員は会議の厳正な審議を妨げるような審議放棄の言動をしないこととあります。

本町議会が制定する条例にも呈しており、この動議を提出したものであります。

以上です。

○議長（米本 隆記君） 西本憲人議員から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。これを許すことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、西本憲人議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

西本憲人議員の入場を許します。

[西本憲人議員 入場]

○議長（米本 隆記君） 西本憲人議員に一身上の弁明を許します。西本憲人議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） 弁明の機会を頂きまして、ありがとうございます。

事の経緯を含めて弁明の文を読ませていただきます。

まずこの件につきましては、アウトドアライフ事業促進施設の検討状況について、全員協議会で起こった話についてです。

今回私の言動に対して、懲罰動議が提出されたということです。私はこのアウトドア事業促進施設の件ですね、12月議会でも否決になっていた案件です。新聞にも何度か出て、このたび請願も出されました。その請願は、その後取下げとなりましたが、それぐらい議会でも割れているとても重要な問題だと思っています。

今回ですね、とても急ぎでありました。この全員協議会が、当日3時頃に議会の一般質問が終わったと同時に、急に全員協議会を行いますというふうに聞かされ、私も驚いたのを覚えています。

何も準備ができておらず、町長も16時半頃には予定があるというふうに言われていて、とても急ぎの中で話合いが行われることになりました。

先ほども申したとおり、とても重要な案件だったのでもっと腰を据えてやるべきだというふうに私は強く感じていました。

不適切発言ということがありました。これに関しては、当日、町執行部から説明いただいた内容に検討が不十分であった箇所があるように思います。町長は、12月定例会の際に、反対されたことをですね、意見を整理として、とありましたが、議事録をもとに、反対意見の論点整理をしていきたい。ところが、12月に私が反対した内容はですね、残念ながら検討案には盛り込まれていませんでした。

三つ目、指名をしてもらえませんでした。基本的に不規則発言というのは、議長に手挙げをして指名をしていただいで発言するのが議会の基本原則だというふうに思っています。

その際にも私は手を挙げて発言しました。で、町長からも手を挙げて発言がありました。そのあとに再度また私が手を挙げて発言した際には、私はなぜか指名をしていただけませんでした。

不規則発言というのは、やじがあつたり議案と関係ないことが横行していく中で、不規則発言というふうに定義づけられていると思います。そのときのやりとりの中では、私は町長にうそつきということと言われて、そのための根拠の説明をするために手を挙げましたが、議長からは、指名はしてもらえませんでした。

今のことは議事録にも残っていますので、ぜひ確認してみてください。急ぎで進められていたこと、検討が不十分であったこと、指名していただけなかったことが原因での言動となりました。

結果として、議事の妨げになったことは反省しています。しかし、懲罰を受けるほど議事の妨げになったとは思っていません。が、住民の皆様、議員の皆様、執行部の皆様にお時間をとらせたことは、申し訳なく思います。

以上で弁明とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） 西本憲人議員の退場を求めます。

〔 西本憲人議員 退場 〕

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） はい。今回の動議について、先ほど提案理由説明されましたが、その理由について改めて少し伺いたいと思います。

理由として、3 月 14 日の全員協議会で、西本議員が大声で不規則発言を行ったことが、懲罰の対象であると説明されましたが、大山町議会全協で、あるいは委員会でこれまでも大きな声で不規則発言がされることは、私自身も含めて多々ありました。これまで、しかしながら、不規則発言だと、大声だと、不規則発言だということで懲罰の動議があったことはありませんが、なぜ今回、西本議員に限って、そのような懲罰の対象になるのか。懲罰の対象とされるべき大声とはどこからどこまでが大声なのか。何回不規則発言をしたら懲罰の対象なのか。過去にも、同じ程度の不規則発言はあったと思います。なぜ今回に限り、動議の提出なのか、その辺り、過去と比べてどうなのかといったところもう少し分かるように御説明いただけないでしょうか。

○提出者（9 番 大杖 正彦君） 議長、9 番

○議長（米本 隆記君） 9 番 大杖議員。

○提出者（9 番 大杖 正彦君） 起立して？

○議長（米本 隆記君） はい。

○提出者（9 番 大杖 正彦君） はい、お答えします。

どこまでが大声で、何回やったら懲罰の対象になるか、これは私が説明するまでもなく、現場にいた議員の皆様がそれぞれ感じた内容だと思います。今、質疑を出された近藤議員も、あまりのしつこい不規則発言の連続に、やめなさいと、2 回も 3 回も注意をされたことを私は懸命に覚えております。

これからしても、味方をしている近藤議員でさえも制止をしている状態でしたから、ほかの議員はそれ以上に不快に、あるいは議場の秩序が乱れてるように感じたから、私は代表して動議の提出に至りました。以上です。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） まあ、当日、何て言ったかは分かりませんが、やめなさい的な発言は実は私も大声でしました。

それもある意味、不規則発言だったのではないかなと思ったりはしてるんですけども、大杖議員の今の説明、それから提案理由伺っていてですね、大杖議員が甚だしく不適切だとお感じになられたのかもしれませんが、個人の感覚にすぎない部分がありはし

ないかと。根拠がある動議、懲罰動議とは少し受け止めがたいんですけれども、もう少し客観的にですね、これこれの事由に照らしても、妥当だといったような客観的な理由をあればお示しいただけないでしょうか。

○提出者（9番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○提出者（9番 大杖 正彦君） これが質疑された正解な回答になるかどうか分かりませんが、私個人が感じたことにすぎないのではないかとかということですが、まさにその点もあります。

しかしこの後、議論をしめて懲罰委員会が開かれ、どういう結果が報告されようと、議員全員が賛成反対の討論を出されます。そのときにどういったその秩序を乱すような雰囲気各議員の皆様が、どう捉えたか。大山町議会がこんな騒がしい議会であっているのかどうか、それは各議員の良識ある御判断にお任せしたいと思います。

○議長（米本 隆記君） いいですか。はい、その他、質疑ありますか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） 今、大杖議員から皆さんの代表で出されたってあったんですけれども、〔発言する者あり〕代弁として出しましたって今、1回目の近藤さんの答弁ときもおっしゃられてました。

例えば、それだったら全協にかけるとか、何か全員の意見をどこで拾い集めたのか、そういう会、私ちょっと記憶にありませんので、皆さんの意見をどのように集めたのか教えてください。

○提出者（9番 大杖 正彦君） 議長、9番

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○提出者（9番 大杖 正彦君） 私全員の他の議員の皆様意見を聞いて、これをまとめて私は提出したということは、一言申し上げておりません。

○議長（米本 隆記君） いいですか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） 先ほどの近藤議員への質問の中、答えの中で1回目のときに皆さんの代弁者として出しましたとありましたので、代弁ということは、全員の意見を伺ったと理解してよろしいでしょうか。

○提出者（9番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○提出者（9番 大杖 正彦君） 代弁という言葉がそれぞれあると思います。

それは、私は皆様の個人的には心外かも知れませんが、皆様の気持ちを察した上での

言葉でございます。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） はい、いいです、6番、どうぞ。

○議員（6番 池田 幸恵君） すいません、返す言葉がないんですけれども。じゃあ、私の気持ちは100%御理解されて、私の気持ちも酌んでいただいて出されたと理解してよろしいですね。

○提出者（9番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 大杖議員。

○提出者（9番 大杖 正彦君） はい、各個人の、この件に関しての感想なり気持ちの、あるいはどうあるべきかという気持ちは、私は分かりませんが、池田議員が、こういう議会でいいという解釈をされて、この動議には納得いかないと思われるならそれはそれで仕方がないと思っております。

○議長（米本 隆記君） その他、質疑ありますか。

○議員（3番 豊 哲也君） はい。議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 3点お聞きします。

まず、議事運営に先ほどの西本議員の弁明にもあったんですけども、私も議事運営に問題があったのかなと思っています。今、おられる副町長も5分か10分で終わりますということで、その全協の内容も議長も御存じないという状況で行われまして、結局、時間が足らずに、次回という形になって、また私たちの貴重な時間を使って審議する形になりました。

そのことについて、どう思われていますか。

またですね、先ほどの西本議員にもありましたが、西本議員は再質問をする機会にあって、不規則発言ではないと思います。そのことについて、いかが思われますでしょうか。

あと、先ほどから感覚的な形で答弁があるんですが、具体的に何が不規則で、どういった文言が問題があったのか、教えていただけますでしょうか。

○提出者（9番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○提出者（9番 大杖 正彦君） はい回答の順番が前後するか分かりませんが、まず、この議事進行についての質疑でありましたが、この件については私の関知するところではございません。

それから、不規則発言ということがどういうことなのか。西本議員は、先ほどの弁明で、手を挙げても指名されなかったというふうに言われましたけども、ほかの方が手を挙げてそのほうが先だったかも分かりません。

それで自分も手を挙げたのに自分が指名されなかった、そういった状態にもかかわらず、発言を続けているということが、不規則発言の私が聞いてた範囲での提出理由でございます。

もう一つ何でしたかね。〔発言する者あり〕感覚的には、それは私の感覚ですから、これに関して・・・〔発言する者あり〕これが、不規則発言っていうんですね。ね。私が今、答弁中です。答弁中のことに関して、茶々を入れるような態度は、議長どう思われますか、皆さんどう思われますか。

こういった議会であってはならないと私は思いまして、この動議を提出したかぎりでございます。

○議員（3番 豊 哲也君） はい。議長。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） まず、2点目の再質問の機会であったかどうかは、大杖議員は御認識がないという状況だということを確認できたと思うんですが、それでよろしかったでしょうか。ほかの方にあてる機会もあったといいますか、普通に考えて質問してる当人が答弁をもらって、また再質問する機会があるというのは、その議員に権利があると思います。そのことについてもう一度お伺いします。

あと、先ほど全く反対のふうを受け止められておられるんで、感覚的ではなくて具体的に今回の問題点をお伝えいただけますでしょうか。

○提出者（9番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○提出者（9番 大杖 正彦君） 今、指名のことで質問がありましたけど、これは議長の判断でありますので、私が答弁することではございません。

それから、感覚的にとおっしゃいましたけど、具体的には、豊議員もこの場におられて、その全てをお聞きされております。そのお聞きされた全ての内容を御自身で判断されて、議会はどうあるべきか、町民から負託を受けている我々議員は、大山町議会規則にある全てのことを頭に置いて、規律ある、品位ある議会に、運営に臨むべきだと考えております。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 3番目の具体的な問題点を今答弁いただけなかったんですけども、それで動議を出されたということで認識は合ってますでしょうか。

○提出者（9番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○提出者（9番 大杖 正彦君） はい、先ほど言いましたけども、憲法及び地方自治法、それから大山町が定める議会基本条例、政治倫理条例のもとに、照らし合わせて動議を

提出いたしました。

○議長（米本 隆記君） その他、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 42 懲罰特別委員会の設置及び付託について

○議長（米本 隆記君） 日程第 42、懲罰特別委員会の設置及び付託について、お諮りします。「懲罰の議決」については、会議規則第 111 条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっています。

したがって、6 人の委員で構成する「懲罰特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

本件については、6 人の委員で構成する「懲罰特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。お諮りします。

ただいま設置されました「懲罰特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、「議長が会議に諮って指名する」ことになっています。お諮りします。「懲罰特別委員会」の委員は、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、「懲罰特別委員会」の委員の選任については、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

委員長・副委員長の互選のため「懲罰特別委員会」を開いてください。

ここで暫時休憩いたします。

「懲罰特別委員会」委員のみなさんは、図書室に移動してください。

午後 2 時 7 分休憩

午後 2 時 15 分再開

日程第 43 懲罰特別委員長・副委員長の互選結果について

○議長（米本 隆記君） 再開いたします。

日程第 43、懲罰特別委員長・副委員長の互選結果の報告をします。

休憩中に開催されました懲罰特別委員会において、委員長・副委員長の互選が行われ

ました。その結果、委員長に野口俊明議員が、副委員長に大原広巳議員が互選されたので、御報告いたします。

それではここで、懲罰特別委員会の開催のため、本会議を休憩いたします。

再開時刻につきましては、追って連絡いたします。

懲罰特別委員会委員の皆さんは、図書室に移動してください。

午後 2 時 16 分休憩

午後 4 時再開

日程第 44 西本憲人議員に対する懲罰の件について

○議長（米本 隆記君） 再開いたします。

日程第 44、西本憲人議員に対する懲罰の件についてを議題とします。

休憩中に開かれました懲罰特別委員会の報告を求めます。

懲罰特別委員長、野口俊明議員。

○懲罰特別委員長（15 番 野口 俊明君） 報告いたします。

委員会審査報告をいたします。

令和 6 年 3 月 21 日に本委員会に付託された西本憲人議員に対する懲罰動議の件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。記。一つ、懲罰事犯の有無、懲罰を果たすべきでないとする。

二つ、理由。3 月 14 日の全員協議会における西本議員の発言があったことは、確認できるが、当日、急な全協の開催や議長の議事進行にも問題がなかったか。

また、他の議員にも同様な発言も見られており、西本議員を懲罰に科すべきでないという意見が多くあった。

特別委員会として、議会の品位と規律を保つには、議員一人一人の良識と自覚を高めるとともに、議員相互間の信頼関係の構築が必要であり、西本議員に対しては、議長から適切な注意を行い、反省を促すことが望ましいという意見にまとまった。

よって、採決の結果、当該議員に懲罰を科さないものとすることに決定した。

以上、報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。審議御苦労さまでございました。

何点か質問をさせていただきたいと思えます。

まず、懲罰事犯の有無ということで、懲罰を科すべきではないと認めるというふうに報告をいただきましたけれども、これは懲罰事犯の有無について言及はされておられませ

ん。あったか、なかったかということは書いてありませんけども、これは懲罰事犯がなかったというふうに理解してもよろしいのでしょうか。

そして、その懲罰事犯に、具体的に言うのですね、懲罰に対象となる事実ということで、議会会議規則 102 条には、議会の品位を損なったと認められる言動があれば、これは懲罰事犯になりますよと。それから 104 条には、議事を妨害したと認められる言動があれば、これは懲罰の対象となりますよ。そして自治法 129 条を受けた 109 条関係では、議長の指示に従わなかったと認められる言動は、これは懲罰事犯に該当しますよというふうに決められております。

私は、事実をもって判断をさせていただきたいと思いますので、これら 3 点の言動、行動があったのかなかったのか、明確に回答いただければと思います。

委員会の認識としてで結構です。

○懲罰特別委員長(15 番 野口 俊明君) 議長。

○議長(米本 隆記君) 15 番 野口議員。

○懲罰特別委員長(15 番 野口 俊明君) はい。この委員会としての審査結果報告、理由について、以上の点につきましても審査いたしました。全てここに書いてある通りのということで、委員会の意見が一致しました。御了解ください。

○議長(米本 隆記君) よろしいですか。

○議員(9 番 大杖 正彦君) 議長、9 番。

○議長(米本 隆記君) 9 番 大杖議員。

○議員(9 番 大杖 正彦君) それではお尋ねします。

こちらに理由として懲罰を科すべきでないという理由として、理由の 2 行目、議長の議事進行に問題がなかったかについてお尋ねします。

私の懲罰の提出文の中の 2 番目に、全員協議会の議事審議中、この議題はもうやめろ、やめ、やめというような大声で議事進行を妨げた発言は、議事録を見ても確実に確認されることとございます。この件についての見解はなかったのでしょうか。

それからもう一つ、これは直接、懲罰提出する理由の中には入っておりませんが、先ほど、西本議員が弁明のときに、今回の修正案の中に、12 月議会で自分が質問したことが対応されてなかったと、というような発言がございましたが、私が聞いている限りは、町長はこの質疑に対して明確に答弁をしております。その上、今回も、一部議員と執行部にこの件について、不法な行為の疑いがあるということで、警察の事情調査があったと。二つ目に、モンベルに相談のない条例の提案である。そして違法性があるということ強調されましたが、これらについては全て町長が明確に答弁をされてあることについて見解はなかったか、お尋ねいたします。

○懲罰特別委員長(15 番 野口 俊明君) 議長。

○議長(米本 隆記君) 15 番 野口議員。

○懲罰特別委員長(15番 野口 俊明君) 不規則発言ですね、これにつきましては、他にもあったのではないかということで、この点だけに関して全て問えるってということはないんじゃないかと、同じ日の。ということがありました。

それから、12月のあれをもって今回のということですが、このたびの懲罰委員会に関しては129条とそれから102条ですか、これについての懲罰動議が出ております。これについて審査をさせていただきました。

○議長(米本 隆記君) よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員(7番 門脇 輝明君) 議長、7番。

○議長(米本 隆記君) 7番 門脇議員。

まず委員長報告が「科さない」ということですので、反対者からの意見を求めます。門脇議員。

○議員(7番 門脇 輝明君) この報告に賛成できないということで、討論をさせていただきます。

先ほど、委員長は、私のあげた三つの点について、そういった言動はなかったというふうに認められました。こういう動議が出てくるということ自体、非常に悲しいこととございますし、町民から議席の1席を預らせていただいている身としては非常に残念なことと感じております。

その中で、私は事実に基づいて厳正に、対処すべきだと考えております。

以前、私学校のほうに勤めておりましたけれども、よく子供たちが当時学校が荒れておりました、ものをよく壊します。あるいは、その他の事犯もありました。そういった部分において、分かっている知らない顔をして過ごしていくというのは非常に問題があるなと思っておりました。事実は事実として認め、そしてそのあとのフォローをしっかりみんなですていくというのが正しいやり方ではないかなと思っております。

先ほど品位を保つには、指導をしながら、それぞれ進めていくほうが、そうすべきだというお話がありましたけれども、それは事実をないものとして対処するのは違うと感じております。

本当にしっかりやろうと思えば、事実はこうなんだよ。だから、ちゃんと後はお互いに注意しあいながらやっていこうねというふうな態度をとるべきではないかなと私は考えております。

よって、この裁定には賛成できかねます。以上で討論を終わります。

○議長(米本 隆記君) 次に、委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

○議員(1番 小谷 英介君) 議長、1番。

○議長（米本 隆記君） 1 番 小谷議員。

○議員（1 番 小谷 英介君） はい。では委員長報告に対して賛成の立場で討論させていただきます。

まず先ほど討論ですので、先ほど門脇議員が言われたことに対してのことですけれども、門脇議員は先ほど反対する理由として事実に基づき反対させていただきますということを言われました。この事実というのは一体何のことを指して言われてるのでしょうか。

例えば不規則発言ということの事実ということであれば、そもそも委員長は、これがあつたともなかつたとも別に答えられてません。で、仮に不規則発言があつたという前提だとしましょう。まず、地方自治法 134 条、こちらのほうみますと、懲罰理由等と書かれています。こちら読んでみますと、地方普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる、ということです。

つまり、何が言いたいかということ、懲罰を科することができるということなんです。懲罰をしなければならないではないんです。ここ、まずしっかり御理解ください。何か例えば不規則発言があつたのなら懲罰をしなければならないのであれば、それこそ最初に質疑の段階であつた、今まであつた不規則発言、私も私も私もあつた、あれは一体何だったんだということになるかと思います。全ての、例えば、そういったことに対して懲罰をするということではないんです、門脇議員。

で、今回懲罰動議ということで私ちょっと、あまりよく知らなかつたので調べました。で、参考となる記事なんかも紹介をさせていただきますと、2023 年 3 月 18 日これでもいいのか日本の議会という特集記事が朝日新聞のほうでされておりました。こちらを読むと、懲罰動議、全国 83 議会で提出、乱用を疑われる事例も、というようなことで紹介されています。この 4 年間で懲罰動議出された地方議会が 83 議会あるというような内容で書かれておりました。

その中で、様々な議会に関する専門家の方々が、様々な警鐘を鳴らされています。

まず紹介いたします。議会運営に詳しい江藤俊昭、大正大学ですかね、大正大学教授は、このように言われています。議員は自由に発言や行動ができることが大原則です。懲罰は議会のルールを大きく踏み越えた場合が想定されています。というようなことを指摘されています。合理的でない場合、議員活動の萎縮や立候補断念につながり問題だということ言われています。まさにそのとおりだなと思います。少し、ルールを踏み外した、そうすると、このように、懲罰動議がかかり懲罰だというような議会に誰が立候補したいんですか。ここに関しては、かなり我々は慎重に運用しないといけない。何かあればすぐ懲罰だというような運用では、これはこういったリスクが起きかねないことだと思います。

もう一つ紹介させていただきます。同じく、同じ記事の中で紹介されています榊原南山大学教授ですかね、少数派に対する安易な懲罰の乱発は、地方自治の二元代表制が機能不全に陥っていることの象徴だ。議会は本来、首長や行政を監視する役割を担っている。だが、現在は議会内の多数派が首長と、町長とかですね市長のこと、首長と結びついて、自分たちに都合のよい政策を動かそうとする自治体も少なくない。そうした議会では公の討議が軽んじられ、慣例や申合せといった暗黙のルールで運営される。意思決定過程の情報公開にも消極的で、異議を唱える議員を抑圧するようになる。このようなことで継承されています。

私たちとしては今回こういったことにならないように、慎重に考えるべきだと思っています。今回、実際にこの動議を出された方が、杉谷委員長、大杖副委員長、議会運営委員会の委員長と副委員長、これはたまたまだと私は思いますけども、議会の中でも、権力を、権力といいますか要職に就かれている方が、お2人が、つまりいわゆる主流派の方々だと私は認識しています。主流派の方々、そして先ほど賛成討論に立たれた方も、門脇議員、議会運営委員会所属のいわゆる主流派のお1人だと私は認識しています。

そういった方々が、今回、西本議員1期目の新人議員が、わあわあ言われたということで、即懲罰だというふうになることは、これは先ほど南山大学教授が言われたことにもしかして何かつながる部分があってはならないなと私は危惧しています。そうならないように慎重に運用することが必要だと私は考えています。

最後に、しつこいですがもう一つだけ紹介させていただきます。こちらは、地方議会の懲罰を調べた小沢弘子神奈川県オムブズマン事務局長のことを紹介したいと思います。

宮城県石巻市議会の懲罰をめぐり、仙台高裁が昨年6月に言い渡した判決はこのようなものです。議員が問題点を追及質疑する際には、強い表現となることもやむを得ない。というようなことが言われています。当局などの問題点には鋭い批判や追及も時に必要なのに、言葉尻をとらえて無礼、不穏当といった主観的な評価に基づき、言葉を縛るような懲罰が少なくない。最高裁の判例変更も、そうした状況が裁判所として看過できない状態だと判断したからだろうとということ言われています。

今回、今回の動議がですね全てこれに当てはまるということではないと思います。ただ、私たちはこういった継承をしっかりと聞いてですね、動議の乱発ということにつながらないように慎重に私たちは運用を考えるべきだと思います。少なくとも今回のことと言えば、西本議員が何か議長の進行に従わなかったことがあったかもしれませんが、その際に議長は適切に退場を命じ、そして西本議員は退場に従い出ていったわけです。その後、議会は無事、議事が進行できたわけです。私はこれが過度に議事進行の妨げにその日になったとは私は認識していません。

これは懲罰をなすべき事案には当てはまらないと私は考えています。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 議長、9 番。

○議長（米本 隆記君） 9 番 大杖議員。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 答弁に非常に切れのある発言をされる小谷議員の後で、非常にプレッシャーなり私の考えがストレートに、あるいは明快に言えるかどうか分かりませんが、先ほど小谷議員もいろいろ、この委員長報告の科さないことに賛成だということではいろいろ意見を述べました。

ちらっと聞いていけば、私も、議長の発言、あるいは指示に従わず、議事の進行を妨げたことは一部認めます。けれど、そのあと、退席の指示を受けて退席した後は、議事進行がスムーズに進んだというふうにおっしゃいました。このとおりだと。西本議員が、大声で様々なことについて発言をされて、それも 1 人で、ほかの議員が手を挙げて指名されたにもかかわらず、発言を続けられたということは明らかにそこで議事進行の妨げをしています。

私は、この懲罰動議の提出理由でも述べましたが、大山町議会議員としての品位と名誉について述べたいと思います。

まず、議会は憲法及び地方自治法を遵守して、町民に信頼される活力ある議会を実現するため、批判となる条例を制定していることは皆さん御存じのとおりであります。その第 3 条議員の活動原則を、四つありますが、読み上げます。

1. 町民の負託を受けた立場を尊重し、町勢の発展と町民福祉の向上のため職務を遂行する。2. 自ら品位を重んじ、公正かつ誠実に活動する。3. 議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の責任ある自由な討議を尊重する。4. 町政の課題全般について、町民の意見や要望を的確に把握するとともに、自己の資質を高める研さんに努め、町民の代表にふさわしい活動を行うとあります。

特に 2、3 は、政治倫理条例にもうたわれており、議員として謙虚で他人を尊重するゆとりのある寛容な心、そして何より条例にうたわれている大山町議会規則を守って議会に臨むことが求められます。

議会規則第 6 章発言の許可等に関する第 50 条には、1. 発言は全て議長の許可を得る。2. 会議において発言しようとするものは、挙手をして、議長と呼び、議長の許可を求める求めなければならないとあります。このような議員としての基本的な心得を無視する言動はすべきではありません。

この懲罰動議に対する懲罰審査特別委員会の報告に対して、先ほど賛成の意見のありましたことは、ルールを踏み外した議員に懲罰を科さない、この討論は、この大山町議会において、議会規則を無視して自由に発言してもよいことを認めるのに等しいことであります。

どうか、今後、規律ある模範的な品位ある大山町議会であるべき姿にするため、議員

皆さんの良識ある判断をお願いいたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 3番 豊哲也です。

賛成の立場で討論させていただきます。まず、門脇議員の討論に対してですが、門脇議員は間違ったことがあれば皆さんで正していきましようというようなお話がありました。もう既に、西本議員は、私はそこまでこの懲罰動議にも当たらないと思いますし、そこまでのことではないと思いますが、もう既に、1度ですね皆さんの時間をとったということで謝罪をされておられます。といった意味でも、もうみんなで正しているのではないかというところがあります。

また、先ほどの大杖議員の発言ですが、時間が空いたので覚えておられない方もいらっしゃると思いますが、私は、西本議員が再質問の権利がありますよねっていう話をしました。それを認識されておられますかということで、もうその答弁が全く的外れなことをおっしゃられて、それを認識されずにこの動議が提出されたというふうに私は認識しております。

ですので、先ほども大杖議員は、不規則発言だということをおっしゃいましたが、私は、議長の進行にも不手際があり、まだ再質問の権利があった西本議員が意見を発言するために、挙手をしていましたが、それが認められなかったと、そういった中で、この動議がなされていると。全く、この動議は意味をなさないものではないかなと思っております。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

ありませんか。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長、14番。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） 私は、審査報告の反対の立場で討論いたします。

私は決して西本議員が憎いわけでもなし、むしろ堂々といつでも発言する姿に好感を持っております。ただ、事実を客観的に見て判断すべきだと感じております。10年前は、世間一般に許されてたことが、昨今では非常にすぐ問題になります。組織の中で、先輩が後輩を叱責指導する、あるいは上司が部下を叱責指導する、こういう事柄も、以前は指導をするという立場で、指導するという行為で大目に見られていました。しかし今は、パワハラにしてもセクハラにしても、そういう事態が一切許されない時代になっております。

個人の尊厳を侵してはならないという感じだろうと思っております。昨年の12月にエネオ

スホールディング、一流会社の社長が、懇親会で女性に抱きついたという、その程度のこと、以前はその程度のことだったんです。ですが、その行為のために、社長を辞任せざるを得なくなりました。一流企業のトップです。大変なあれを取らされたと思っております。

今回の件は、客観的に見て委員会の議事の進行を妨げ、結局退場処分となっております。この退場させられたという事実一つをもってしても、やっぱり許されないことだと考えております。

以上で、審議会の委員長の報告に反対の立場、反対の意見といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。ありませんか。反対者の発言もありませんか。その他、討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、西本憲人議員に対する懲罰の件についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、西本憲人議員に懲罰を科さないとすることです。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、西本憲人議員に懲罰を科しないと決定しました。

○議長（米本 隆記君） それでは、西本憲人議員の入場を求めます。

〔西本議員 入場 午後4時34分〕

○議長（米本 隆記君） 西本議員へお知らせします。

ただいま懲罰の採決において、西本議員へ懲罰を科さないということを決定しましたので御報告します。

なお、懲罰特別委員会等におきまして、各委員から様々な御意見や御指摘がございましたので、真摯に受け止められ、これから議会活動に生かしていただきますよう、私からも一言お願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

日程第45 議員派遣について

○議長（米本 隆記君） 日程第45、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣することにしたいと思っております。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 46 ～日程第 49 閉会中の継続調査について

○議長（米本 隆記君） 日程第 46、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第 49、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 4 件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで、本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。

令和 6 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。

午後 4 時 37 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署 名 議 員 西本 憲人

署 名 議 員 豊 哲也